

居宅介護支援事業所アズ 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社NOBILVAが開設する居宅介護支援事業所アズ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務研修の修了者（以下「支援専門員」という）が、在宅の要支援者およびその家族に対して、適正な介護相談や介護サービス計画等の居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 要介護状態等となった利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限り在宅生活において、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、公平中立に、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスの実施期間、地域包括支援センター、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等と綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 居宅介護支援事業所アズ
2. 所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井629-4

(従業者の職種、員数及び職務内容、協力体制)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者：1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
2. 介護支援専門員 1名以上（うち1名は管理者と兼務）
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険サービス等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日：月曜日～土曜日
2. 営業時間：午前8時30分～午後5時30分
なお、営業日および営業時間外においても、緊急時の相談等は電話等により24時間可能な体制をとる。

(業務実施について)

第6条 通常の業務実施地域は石井町、国府町、鴨島町、川島町、吉野町、土成町、上板町、板野町を基本とする。その他、地域は要相談とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料)

第7条 支援内容は次の通りとし、利用料は厚生大臣が定めた額とする。

1. 居宅サービスの計画立案の援助
介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援する。

2. 居宅サービス計画作成後の援助
利用者の居宅を訪問し、家族、利用者と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握する。また相談窓口を設け、ケアプランの調整、点検などを行う。
3. 要介護認定申請等の援助
要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて、速やかに要介護の申請が行われるよう必要な援助を行う。
4. 施設入所への支援
利用者が施設への入所を希望した場合、適切な施設を紹介、その他必要な援助を行う。
5. 職員の処遇の充実
介護支援専門員に対し計画的に研修を実施、自己研鑽に努める。

(緊急時における対応方法)

第8条 居宅介護支援事業の実施中に利用者に緊急事態が生じた場合は、速やかに適切な処置を講じると共に関連職種、サービス事業所、医療機関等への報告などを行う。

(苦情・ハラスメント)

第9条 事業所は、提供して指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の権利擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者およびその家族等からの苦情処理体制の整備
3. その他、虐待防止のための必要な措置
4. 事業所は養護者(利用者を介護するもの、家族、サービス提供者など)からの虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第11条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および提供を実施するものとする。

(衛生管理)

第12条 感染症の予防およびまん延防止に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し指示を行う。また研修会や訓練などを実施し、感染対策の資質向上に努める。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について下記の事項を厳守するものとする。

1. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
2. 事業所は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条

1. 事業所は、従業員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、合同会社NOBILVAと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年8月1日から施行する。